



E S Mシステム株式会社

有料職業紹介許可番号：27-ユ-303771

返戻金制度について

弊社の紹介により就職した者が、入社3か月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社以後1か月以内の場合は、紹介手数料の80%を返還するものとする。
- (2) 入社以後1か月より2か月以内の場合は、紹介手数料の50%を返還するものとする。
- (3) 入社以後2か月より3か月以内の場合は、紹介手数料の30%を返還するものとする。

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。